

国分寺中学校ナイター施設使用の皆様へお願い

- (1) 開放された以外の場所への立ち入りしないこと。
- (2) 中学校の授業・部活動に支障をきたすサッカーゴール、フェンス等の移動は原則としてできません。
- (3) 出入り口は正面玄関（東門）を利用すること。（西門は使用不可）
- (4) 自転車・自動車は指定された場所に整理して、駐輪・駐車すること。
- (5) 使用を許可された時間を厳守すること。
使用後は速やかに施設と駐車場より退去すること。利用終了時刻より15分以内。
- (6) 学校内（~~特に体育館~~）での飲食は、原則として禁止されるので厳守のこと。
（水分補給は除く。飲食を行う場合は学校の許可が必要。）
- (7) 学校の敷地内はすべて**禁煙**です。（健康増進法 第2節 第25条準拠）
- (8) 校内で紙屑等を捨てないこと。
（使用後、紙くず等を集め持ち帰りのうえ処分すること。なお、間違っって備え付のゴミ箱に捨てた場合も、持ち帰りのうえ処分すること。）
- (9) 使用中に窓ガラス、設備および備品を破損した場合は、速やかに後始末を行い開放運営委員会および学校まで届け出ること。（連絡先：長谷川殿 Tel.No.）
- (10) 降雨等で運動場のコンディションが悪い場合は、運動場を使用しないこと。
- (11) プール内には絶対に入らない。ボール等が入った場合は、学校に届け出ること。
（学校にて取り出し保管します。勝手に取らないこと。）
- (12) 使用後、必ず清掃すること。
- (13) 使用後は消灯し、玄関の門を閉めること。
- (14) 気象警報や特別警報の発令が、17:00時点で継続中の場合は、使用不可とする。
（小中学校の指導と同様）
- (15) 土曜日の午前中に使用したい場合は学校と直接交渉すること。
（開放委員会の管理対象外の時間帯のため）
夏・冬・春休みの平日（～17:00）の学校施設の貸し出しはしていない。

高松市立国分寺中学校

国分寺北部小学校体育施設開放運営委員会

国分寺南部小学校体育施設開放運営委員会